

政令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第三百九十九号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成二十七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「越谷市」を「越谷市 呉市 佐世保市」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（地域保健法施行令及び大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中、「呉市」を「及び」に改め、「及び佐世保市」を削る。

一 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条第三号

二 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第十三条第一項

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「加古川市、呉市及び佐世保市」を「及び加古川市」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「呉市」及び「及び佐世保市」を削る。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十七条第一項

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二十五号）第四条

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「呉市」及び「若しくは佐世保市」を削る。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「（以下この条において「旧大気汚染防止令」という。）」並びに附則第五項「及び」と、旧大気汚染防止令附則第五項中「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」を削る。

総務大臣 山本 早苗
厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 大塚 珠代
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

アレルギー疾患対策基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百号

アレルギー疾患対策基本法の施行期日を定める政令

内閣は、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

アレルギー疾患対策基本法の施行期日は、平成二十七年十二月二十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久

アレルギー疾患対策推進協議会令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百一号

アレルギー疾患対策推進協議会令

内閣は、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第二十二條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）
第一条 アレルギー疾患対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。（委員の任期）

第二条 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。（会長）

第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。（専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。（議事）

第五条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決多数のときは、会長の決するところによる。（庶務）

第六条 協議会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課において処理する。（協議会の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則
この政令は、アレルギー疾患対策基本法の施行の日（平成二十七年十二月二十五日）から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十二月二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第四百二号
確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二條第一項第二号及び第六十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一号を加える。

四 法第二条第六項に規定する第四号厚生年金被保険者

被保険者

被保険者

被保険者

被保険者